

MICHINOOK コミュニティ 会員規約（特別会員用）

（目的）

第 1 条

本規約は、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」という。）が組成し、東北大学と東北大学が組織運営業務を委託した三井不動産株式会社（以下「三井不動産」という。）が共同運営する MICHINOOK コミュニティ（以下、「当組織」という。）の本規約第 3 条に定められた特別会員に対して、必要な事項を定めることを目的としたものです。

（本規約の範囲）

第 2 条

本規約は、当組織に特別会員として入会した者が、特別会員として行う一切の行為に適用されます。

（特別会員の種類）

第 3 条

1 当組織の特別会員は、当組織の目的に賛同して事業活動を援助し、事業活動に参画する法人、団体とします。

2 当組織の特別会員の種類は、次のとおりとします。

（1）特別会員 A:

①従業員 301 名以上の企業

（2）特別会員 B:

①従業員 300 名以下の企業

②非営利団体等（独立行政法人、公益法人、一般法人、行政機関、在日公館等の公共団体等）3 特別会員の種類は、4 月 1 日を基準日として決定され、毎年 4 月 1 日、前項の基準

に従い、変動がある場合は自動的にその種類が変更されるものとします。

（入会）

第 4 条

当組織の特別会員になるには、当組織所定の様式による申込みを行い、審査等所定の手続を経るものとします。

（年会費）

第 5 条

1 特別会員が納入する年会費は別紙 1 の通りとします。ただし、当組織が特に必要と認めた場合は、年会費の一部又は全部を徴収しないことがあります。

- 2 年会費の対象期間については、4月1日から翌年3月31日までとします。
- 3 年会費は、当組織の指定する口座への銀行振込とし、別途指定する期日までに行うものとします。
- 4 当組織が特別会員から受領した年会費は、その理由を問わず返金しないものとします。
- 5 年会費は、当組織が指定する期日までに一括払いするものとします。
- 6 第3条第2項に定める特別会員の種類が変更となった場合、変更後の年会費については、翌年度から適用されるものとし、特別会員は年度の中途における変更によって生じた年会費の差額については支払いを要しないものとし、返金を受けないものとします。

(中途入会)

第6条

年会費の対象期間の中途に入会した特別会員の種類は、入会日を基準日として決定されるものとします。また、当該特別会員の年会費は、入会日の属する月の当月から3月までの月数相当分とし、1ヶ月あたり年会費は、別紙1に定める通りとします。

(会員資格有効期間)

第7条

- 1 会員資格有効期間は、第5条または第6条により支払う年会費の対象期間とします。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではありません。
- 2 会員資格は、退会の申し出がある場合を除き、毎年4月1日に自動更新されるものとします。

(特別会員向けサービス)

第8条

- 1 特別会員は、別紙2に定めるサービスを享受できるものとします。
なお、特別会員はサービス享受にあたり、下記(1)～(4)の事項を予め承諾することとします。
 - (1) 特別会員及び特別会員に同伴した当組織の指定する施設の利用者(以下、「ゲスト」という。)は本規約を遵守するものとします。なお本規約およびサービス内容は当組織の都合により変更する場合があります。
 - (2) 特別会員はゲストに対して本規約を遵守させるものとします。
 - (3) 特別会員の種類ごとに利用条件、費用が異なる場合があります。また、利用回数、利用時間、利用人数に制限が設けられる場合があります。
 - (4) イベント・セミナー・交流会等については、別途参加費用を徴収する場合があります。
- 2 当組織の指定する施設の利用にあたっては、以下の事項を定めるものとします。

- (1) 特別会員及びゲストは、利用施設の利用案内・利用規約に従うものとします。なお、各施設の利用案内・利用規約は、東北大学の都合により変更される場合があります。
- (2) 特別会員はゲストに対して東北大学が定める各施設の利用案内・利用規約を遵守させるものとします。
- (3) 当組織は、特別会員及びゲストが各施設を利用するにあたり、その利用目的が東北大学および当組織の目的に合致しないと判断した場合、利用を断ることがあります。

(退会)

第9条

特別会員は、所定の手続きを経ていつでも退会することができます。 但し、1 ヶ月以上前に当組織に対し予告するものとします。

(除名)

第10条

特別会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当組織は所定の手続きを経て、何等の催告なしに当該特別会員を除名することができるものとします。

- (1) 当組織の名誉を棄損し、または当組織の目的に反する行為があった場合
- (2) 特別会員としての品格を損なう行為があった場合
- (3) 法令もしくは公序良俗に反する行為があった場合、 またはそのような行為を助長するおそれがある場合
- (4) 当組織が開催するイベント・セミナー・交流会等又は当組織の指定する施設において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行いまたは威勢を示すことにより、他の会員もしくは他の利用者等に不安を覚えさせる行為をした場合、 または他の会員の迷惑となる行為をした場合
- (5) 当組織の指定する施設を故意により毀損した場合
- (6) 本規約及び当組織の指定する施設の利用案内・利用規約に違反し、特別会員に対し当該違反を改めるよう催促したにも関わらず、是正しない場合
- (7) その他正当な事由がある場合

(会員資格の喪失)

第11条

1 特別会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は会員資格を喪失するものとします。

- (1) 第9条退会の規定により退会した場合
- (2) 第10条除名の規定により除名された場合
- (3) 特別会員が、 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理 開始もしくは特

別清算開始の申し立てを受け、もしくは自ら申し立てた場合

- (4) 特別会員が、解散の決議を行い、もしくは解散命令を受けた場合(合併に伴って解散する場合を除く)
- (5) 当組織が解散した場合
- (6) 当組織が連絡を試みても 3 ヶ月以上連絡がつかない場合
- (7) 年会費その他の支払債務を期日から 6 か月間履行しなかった場合

2 前項により会員資格を喪失した場合、当該特別会員は第 8 条に定める特別会員向けサービスを受けることができません。

(変更の届出)

第 12 条

- 1 特別会員は、その氏名もしくは名称、住所、所属及び連絡先等、当組織への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく所定の変更手続を行うものとします。
- 2 当組織は、特別会員が前項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって特別会員に生じた不利益については、一切の責任を負いません。
- 3 当組織は、本条第 1 項の変更手続を行わなかったこと及び誤りがあることによって当組織に生じた不利益については、遡って請求ができるものとします。

(会員情報の取り扱い)

第 13 条

- 1 当組織は、当組織の保有する特別会員の個人情報を、当組織が別途定める個人情報の利用目的の範囲内で利用いたします。
- 2 東北大学は東北大学サイエンスパーク構想に関するコミュニティ形成業務を三井不動産に委託しており、特別会員の個人情報を東北大学および三井不動産にて共同で取得いたします。
- 3 特別会員は、自己が当組織に提供した個人情報が正確であることを保証するものとします。当組織は当該情報が不正確であることによって特別会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

(禁止事項)

第 14 条

- 1 特別会員は、次に定める行為を行ってはなりません。
 - (1) 会員資格に基づく一切の権利または義務を、第三者に譲渡または貸与したり、担保等提供すること
 - (2) その他、当組織での活動において、他者が所有するあらゆる権利を侵害するなどの法律違反行為、またはそのおそれのある行為

2 前項の規定は、特別会員が会員資格を喪失、退会、除名された後もなお効力を有するものとします。

(損害賠償)

第 15 条

1 特別会員またはゲストが、当組織の提供するサービスの利用において故意または過失により、当組織、他の会員もしくは第三者に損害を与えた場合、当該特別会員はその損害を賠償するものとします。

2 前項に定めるもののほか、当組織が第 10 条または第 20 条第 3 項により特別会員を除名した場合、当組織は、当該特別会員に対し当該除名事由に伴って生じた損害の賠償を請求することができます。

(免責)

第 16 条

次に掲げる事由により特別会員またはゲストが被った損害について、当組織は一切の責任を負いません。

- (1) 当組織の提供するサービスを利用することによって生じた何らかのトラブル等
- (2) 地震、津波、洪水、暴風雨、台風、疫病、感染症その他の天変地異、戦争、テロ、暴動、内乱、争議行為、ストライキ、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、当組織の責めによらない火災、その他の不可抗力
- (3) 他の特別会員、ゲストまたは第三者の故意または過失
- (4) 施設の諸造作および設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等

(善管注意義務)

第 17 条

1 特別会員及びゲストは、当組織の指定する施設が会員相互の交流の場であることを踏まえ、本規約および当組織の指定する施設の利用案内・利用規約に従い、他の会員および第三者に迷惑となる行為をせず、当組織の指定する施設(諸造作・設備等を含みます。)を善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

2 特別会員及びゲストは、当組織の指定する施設に私物は放置せず、その管理を自己責任で行うものとします。私物の紛失、盗難、破損、汚れ等損害が生じてても当組織は責任を負いかねます。なお、残置物があった場合は当組織で処分し、処分に伴って特別会員及びゲストに生じた損害については、当組織は一切責任を負いません。

(遅延損害金)

第 18 条

特別会員が年会費およびその他の債務の支払いに関して 30 日を超えて遅延した場合、当組織は、所定の支払期日の翌日からその支払いが実際に行われた日までの期間について、その日数に応じて、未払額に年利 3 パーセントの割合を乗じて計算した遅延損害金を請求することができます。

(施設の利用終了)

第 19 条

1 天災地変その他当組織および特別会員の責めに帰すべからざる事由により、当組織の指定する施設の全部または一部が滅失もしくは毀損して各施設の利用が不可能となったと当組織が判断した場合または当組織が必要と認める場合には、当組織は、理由の如何を問わず、本規約に基づくサービスを終了させることができます。

2 前項により特別会員の被った損害について、当組織はその責任を負わないものとします。

(反社会的勢力の排除)

第 20 条

1 特別会員及びゲストは、当組織に対し次の各号の事項を確約するものとします。

(1) 特別会員及びゲスト、または特別会員及びゲストが所属する企業および団体で自らまたはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。)が、暴力団、暴力団関係企業、 総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。

(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、会員資格を取得するものではないこと。

2 特別会員及びゲストは、当組織の指定する施設を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供してはなりません。また、当組織の指定する施設が所在する建物および施設に反社会的勢力の構成員または関係者を入室させ、またはこれを容認するなど、反社会的勢力に当組織の指定する施設の全部または一部を占有させてはなりません。

3 特別会員が、本条第 1 項または本条第 2 項に違反した場合当組織は何等の催告なしに当会員を除名することができるものとします。

(秘密情報)

第 21 条

1 本規約において「秘密情報」とは、特別会員自らが秘匿したい情報の全ておよび、特別会員の利用期間中に、特別会員が知り得た当組織または他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。

2 当組織の指定する施設は、不特定多数が利用する施設であり、特別会員は自らの責任で秘密情報を管理することとします。特別会員の秘密情報が漏洩した場合でも、当組織は一切その責任を負いません。

3 特別会員は当組織の指定する施設で行われる日常的な交流やイベント等を通じて得られる情報の中に、秘密情報が含まれている可能性があることをあらかじめ認識することとします。特別会員が、当組織の指定する施設で行われる日常的な交流やイベントプログラム等を通じて得られた情報を自らの事業に活用する場合、必要に応じて相手方に確認する等、他の会員の権利を侵害しないように努めなければならないこととします。

4 本条の規定にかかわらず、以下に該当することを特別会員が証明することのできる情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示の時点ですでに公知の情報、またはその後特別会員の責によらずして公知となった情報
- (2) 特別会員が、第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
- (3) 開示の時点ですでに特別会員が保有している情報
- (4) 特別会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
- (5) 当組織が、第三者に対し秘密保持義務を課すことなく開示した情報

(準拠法及び合意管轄)

第 22 条

本規約の準拠法は、日本法とします。また、本規約に関し紛争が生じたときは、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(規定外事項)

第 23 条

本規約に定めのない事項の解釈に疑義を生じたときは、当組織および特別会員は、誠意を持って協議し、その解決にあたるものとします。

(変更等)

第 24 条

当組織は、東北大学の承認を得て本規約の内容を変更、追加または削除することがあります。

【附則】

本規約は、令和 6 年 8 月 26 日より施行するものとします。

以 上

【別紙 1】

特別会員の年会費は以下の通りとします。

なお以下記載の金額は消費税等を含んだ金額です。

特別会員の種類		年会費	途中入会の場合の 1 か月あたり年会費
(1)特別会員 A	従業員 301 名以上の企業	480,000 円	40,000 円
(2)特別会員 B	①従業員 300 名以下の企業 ②非営利団体等（独立行政法人、公益法人、一般法人、行政機関、在日公館等の公共団体等）	120,000 円	10,000 円

【別紙 2】

特別会員が享受できるサービス内容は次の表の通りとする。

提供サービス	提供サービス内容
①特別会員・連携パートナー交流イベントへの参加（年1回）	MICHINOOK コミュニティが主催する特別会員、連携パートナーを集めた交流イベントへ参加できます。
②学生ビジネスコンテストの交流会への参加	東北大学が実施する学生ビジネスコンテストの交流会へ参加できます。
③特別会員ミーティングの実施（1回/年）	MICHINOOK コミュニティにて特別会員のご要望をお伺いし、コミュニティの今後の活動に活かしていきます。
④特別会員企業の社名・団体名、ロゴ等の HP やパンフレットへの掲載	MICHINOOK コミュニティの HP 等へ特別会員のロゴを掲載できます。
⑤特別会員企業が主催するセミナー等について MICHINOOK コミュニティ HP 等での掲載	MICHINOOK コミュニティの HP 等に特別会員が主催するセミナーなどの情報を掲載できます。
⑥東北大学保有施設の割引利用	MICHINOOK コミュニティが指定する東北大学保有施設を割引料金で利用できます。※対象施設は HP 参照（仮）
⑦特別会員からの問い合わせ窓口	東北大学が提供する各種サービスについて、MICHINOOK コミュニティ事務局が特別会員からの質問の窓口となります。依頼内容に応じ東北大学の該当部門・機構へお繋ぎします。
⑧MICHINOOK コミュニティが主催するセミナー、シンポジウム等への参加	MICHINOOK コミュニティが主催するセミナーやシンポジウムに参加することができます。
⑨メールマガジンの受取	MICHINOOK コミュニティが発行するメールマガジンを受け取ることができます。